

参加する体制を組むとともに計画作成の過程においては、その他の専門家、関係者等の意見を聞く体制を採るように配慮する必要がある、と述べている。

さらに、「住民」の位相について古川孝順は次のように述べている。²⁶⁾

- (1) 地方自治体の構成員としての住民
- (2) 選挙権の所有者としての住民
- (3) 潜在的・顕在的福祉ニーズの所有者としての住民
- (4) 社会福祉利用者（当事者）としての住民
- (5) ボランティア活動参加者としての住民
- (6) 企業・事業者としての住民

以上から「私」の範囲はかなり広いことが分かる。従って、高齢者の保健福祉問題は高齢者本人の問題であるとともに地域全体の問題として認識されることが求められているといえる。すなわち、この計画は地域全体の共通目標として認識されるべき事業であるといえるのである。

第2には、公私協働の「場」の設定とはなにかについて確認すべきであろう。協働とは共通の課題に向かって互いが協力しあって取り組む行為システムであり、それを作動させるためには「公」と「私」がともに考え、話し合っで協働する「場」の設定とその「組織化」が必要となる²⁷⁾といえる。ここでいう「場」とは共通目標の接点において力を合わせていく「面」を意味しており、この計画の実現に向かって公私が協働していくための「場」としては「住民参加の場」が考えられる。

地方自治体における福祉計画の策定には住民の参画・参加がきわめて重要な要素となり、また、地域福祉計画は福祉施策や制度に住民参加をめざすものであるともいえる。

しかしながら、今までの計画策定はシンクタンクの活用やまた学識経験者等の加わる審議会をつくったとしても、事実上は企画や財政部門を中心とする事務局主導の域をでるものはあまりなかったといえる。仮に、審議会に参加できる団体があるとすれば、伝統的な地域の支配・政治構造に容認されている特定団体、関連団体に限られ、しかも「アテ職」というか形式団体の枠外に位置づけられ、ほとんど参加できる余地がなく行政機関と友好団体か当局の天下り人事等が行われている外

郭団体に限定された参加が一般的な形態としてみられたといえる。²⁸⁾

計画策定はどちらかというと行政マンペースに運ばれやすいし、サービスを提供する専門家主導で策定されやすい。要するに計画は供給サイドから、供給サイドの財源の都合から組み立てられやすいといえる。しかし、社会福祉がとるべき道は、生活者としての住民が主体的に問題を解決できるよう援助することでなければならない。この意味からも住民が主体となって地域社会において生活問題を協働して解決することこそ基本だといわねばならない。²⁹⁾ なぜなら、福祉や保健サービスを利用して暮らしに役立たせるのは住民自身であり、計画を本当に実行性のあるものとするためには、第一戦で働く人間やサービスを受ける側の意見が不可欠であるからである。提供する側の都合や思い込みだけで政策をつくることはかえって住民の自立を妨げる逆効果が起こりうる。

計画における参加のいかんによって自治体行政と住民・関係者との協働関係が決定されるといえるだろう。牧里は「市町村レベルで策定される福祉計画を地域福祉計画と呼ぶとするならそれは公私協働、官民協働のもとで策定されるべきはずのものであり、まさしく地域福祉のシステム化を図る手法の一つが地域福祉計画といっても過言ではない」と述べている。³⁰⁾ 従って、老人保健福祉計画は単に保健・福祉サービスの整備を図るための手法というのではなく、これまでの自治体行政のあり方の転換を意味するという課題を内在させているとも考えられるのである。

2. 計画における公私協働の意義

(1) 当事者中心の福祉サービスの整備と住民の意見の反映

厚生省の指針「老人保健福祉計画について」は、「高齢者の保健福祉の問題は住民自身の問題であり、計画の作成に関しては高齢者のニーズをその基礎とすること、住民や関係者の意見を踏まえて作成すること」を勧めている。この計画は実態調査等によるニーズ把握に基づいて作成されるべきことが明示されていたのである。

住民参加による公私協働の意義としては、当事者の意見や要求の反映が可能になることがあげら